

## 滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和4年10月24日(月) 13:00～14:40
- 2 場所 Web会議形式(事務局席等:滋賀県庁新館7階大会議室)
- 3 議題 株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る環境影響評価方法書について
- 4 出席委員 市川委員(会長)、江藤委員、惣田委員、野呂委員、畠委員、林委員、平山委員、堀委員、松四委員、水原委員、皆川委員

### 5 議事概要

(事務局)

資料1および参考資料1について説明。

(事業者)

資料2について説明。

(会長)

それでは説明を踏まえ審査に入るが、事務局から補足説明があるようなので、説明をお願いします。

(事務局)

「風害」「日照障害」「電波障害」について、有識者へのヒアリング結果を説明。

※ヒアリングはアセス対象事業として県内初の高層建築物の建設事業であること、審査会委員にこれらの項目の専門家がないこと、を理由に事務局が実施したもの。

#### 【共通の意見】

- ・方法書の第8章に記載されている「調査、予測および評価の手法」については特段の問題はない。

#### 【風害】

- ・通常、ビル風は2つ以上の高層建築物に挟まれる場合に影響が大きくなる。そのため、本事業のように1つの高層建築物が存在する状況では、風害と言われるような大きな影響が発生することは想定しづらい。
- ・一般的に鉄道に対する影響については、電車に対して真横から風が当たる場合に大きくなることが想定される。風の通り道が線路方向になるようであれば、鉄道に対する影響が大きくなることは考えづらい。
- ・風洞実験は一定方向から連続した風を発生させるため、実際の風環境と比較すると、安全側の評価が示される。

#### 【日照阻害】

- ・配慮書段階での予測評価結果によると、時刻別投影図から第1種住居地域への影響が確認できるものの、等時間日影図では住居地域に対する配慮が確認できる。今後の予測においても同様の結果になるのであれば、本事業による影響は大きくなりませんと想像できる。
- ・既存の建物による日影の状況についても、事業者として可能な限り把握をしておくべきである。

#### 【電波障害】

- ・地上波放送に対する電波障害については、高層建築物の周囲で必ず一定の影響が生じる。生じた影響に対して事業者が適切な対応を行う、ということを図書で明記することが、環境影響評価では重要である。

(会長)

それでは説明を踏まえ委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

(委員)

風害についての確認である。配慮書の際に鉄道の影響に対する意見を述べて、それに対する事業者の見解として「検討します」と回答いただいた。方法書を確認すると、鉄道に対する記載がないように思う。事務局が専門家を選び風害に対する見解を求めた、ということ为先ほど事務局から報告いただいたが、事業者としては検討していないということか。

(事業者)

風害の調査、予測および評価の方法については方法書の184、185ページに記載している。その予測地点のところで「住民の日常生活の空間および鉄道の線路に地点を設定する」としており、これらについて風環境の予測を行う。予測の手法としては、風洞実験による風速の変化を測定することにより、住民の日常生活においては日最大瞬間風速の出現頻度による風環境の評価ランクを予測する、鉄道の線路においては運行に影響を及ぼす強風の出現頻度を予測する、と記載しており、鉄道への影響も予測する計画としている。

(委員)

先ほど事務局から補足として専門家の意見について説明があり、「線路方向が風の通り道になるためあまり問題にならないのではないか」という意見や、「高層ビル一つだけでは大きな風害にならないのではないか」という意見があったように聞こえたが、専門家の意見はどう取り扱うのか。方法書で提示されている方法で、事業者により最大瞬

間風速が鉄道に影響をもたらすかどうかを検討していく、という理解でよろしいか。

(事務局)

その御理解で結構です。

(委員)

自然環境に関する項目について、今回は都市部ということもあって選定がされていないが、本事業は高層建築物の建設事業のため、鳥の衝突に関して問題がないか気になる。高層ビルへのバードストライクは頻繁に発生すると聞いたことがある。どのような鳥類が生息し、衝突の可能性はあるか、などについて全く調査しないという点が気になった。

(事業者)

配慮書の際にも同様の意見を頂いた。計画している建物についてはガラス張りのようなものではなく、壁面が多く、窓についても映り込みがないようにひさしを付けるなど、バードストライクが起りづらいような外観にしていけるのではないかと考えている。窓に外の風景が映り込むことで、窓の奥にも風景が広がっているような状況が生じると、鳥が衝突すると言われている。そういう意味では対策を行うため影響が小さく、項目の選定までは必要がないと判断している。

(委員)

バードストライクの抑制については配慮いただきたい。鳥類の専門家ではないためその対策で十分かどうかは判断できないが、動物を専門とする委員からも意見をお聞きたい。

(委員)

配慮書の際に質問をしたが、その際の事業者の回答は「都市部ではよく起こりうる」というものであったと記憶しており、対策としては既定の対策を実施していくということであったためその際は了解をした。本事業の場合、事業実施区域が周辺と比較し突出したような状況になるので、どの程度の頻度で発生するかはわからない。私も街中の高層マンションや高層ビルでは頻繁に発生していると聞いたことがある。

方法書の 41 ページに記載の動物相の概況を確認すると、文献記録ではあるものの多種の鳥類が確認されている。中でも 44 ページに記載の重要な種であれば、アオジ、オオジュリン、ツグミ類等が確認されており、少し離れた所に田園地帯があるので、飛来して来る可能性はある。その辺りも配慮していただけないことだったので、大丈夫とは思っていた。しかし、今の意見も踏まえ改めて見てみるとやはり気にはなるので、具体的にどのような保全対策の計画があるのか、もしあるようであれば教えていただき

たい。

(事業者)

現時点で建物の設計は始めたばかりであり、具体的な状況を説明できる状況ではないが、一般的なバードストライク対策である映り込み対策やひさしの設置を行うなど、工夫をしていくことは確定している。それ以上のことは設計の中で協議をしていくことになるが、配慮した設計にすることは考えている。

(会長)

今説明いただいた内容は方法書には記載されていないということによいか。

(事業者)

方法書でそこまでの記載はしていない。準備書の段階でその辺りの記載を検討させていただく。

(会長)

準備書の中で可能な限りの対策をしていく、という記載を検討していただきたい。

(委員)

特に鳥類の重要な種としてはハヤブサやチョウゲンボウが確認されているので、それらの種に対するバードストライクが心配である。ここに飛来するかどうかはわからないが、タカ類は頻繁にバードストライクを起こすので、対策をお願いします。

(事業者)

文献調査の結果は広い範囲の結果になる。事業計画地は街中になるが、周辺は自然豊かな場所もあるため、多くの種が確認されている。飛来してくる可能性はあるため、十分に配慮していきたい。

(委員)

景観についてのコメントである。今回の方法書においては配慮書からの議論である三上山への眺望について配慮書では、影響が小さいという点や、三上山への眺望の遮蔽についてえんまどう公園以外の視点場からの影響が評価されていない、という点について、視点場を増やすことと、影響があるという記載への修正をされており、前回のコメントを反映していただいている。

その上で気になる点であるが、「景観の保全を目標とする法令・条例の指定状況」について、方法書の104ページに景観保全関係に関する景観計画区域や風致地区について

まとめてある。ここで守山市の景観条例に基づく景観計画区域について記載があるが、ここの記載内容が事業実施区域のある中心商業地ゾーンにおける景観形成基準のみについて言及されている。景観計画のところに記載されている基本理念の部分にあるような、三上山・比良山系の山の眺望を意識した景観形成を図る、といった基本理念や基本目標の部分が一切記載されていないことに問題を感じている。

本事業については中心商業地ゾーンに位置しており、近接した商業地の中での計画建築物の見え方について、例えばセットバックをするとか、屋上・壁面を緑化するとか、といった点が配慮されていることはわかる。しかし、中心商業地ゾーンではない場所、特に中景においては山の眺望に対しての価値付けが景観計画の中でされている。条例で規制があるわけではないが、守山市の景観計画の中で謳われているということはどこかに記載するべきである。それがあからこそ、三上山の眺望が棄損されていることについての環境影響評価をきちんとしなければならない、という理由付けにもなる。

残念ながら守山市の中では基本理念で謳われているにも関わらず、条例による高さ制限がないことにより、事業計画が規制されるものではないため、それによって事業計画として大きな影響を受けるものではないのかもしれない。ただし、理念上であったとしても山容を大事にしなくてはならないとあるので、山の「見え」について影響評価を行い、どのような対策が打てるのか、対策が打てないからこうなる、ということを書くことが環境影響評価のあるべき姿であると思っている。よって、守山市の景観計画の景観形成の方針の部分をごどこかに記載いただきたい。

(事業者)

その通りだと思う。現在設計を始めており、その中で景観条例の話だけをしているわけではなく、全体的な話として守山市と協議を始めている。ご意見に対しては記載することで検討していく。

(委員)

価値付けの部分について、根拠を持って記載いただきたい。

(会長)

準備書以降の図書において記載するという理解でよいか。

(事業者)

準備書以降の図書で記載させていただく。予測評価の中でもその点は記載するし、地域概況の部分でも記載が漏れているので、記載を充実することで考えている。

(委員)

水象の点で確認する。予測手法として工事計画に基づき予測するとだけ記載がある。設計を進めていくと掘削土量、深さがはっきりして、それを参考にしながらということになると思うが、掘削土量がわかって地下水がどの程度湧出してくるかは必ずしも1対1の関係ではない。この辺りはどのように予測をしていくか、もう少し説明いただきたい。

(事業者)

土量というよりもどこまで水位を下げるのかということと、地盤の透水係数等を踏まえ、どの程度水を汲まないといけないのか、というのを工事計画から算出するという予定にしている。地盤のボーリングデータも参考に、汲み上げ水量を計算していくという予定である。

(委員)

土壌のサンプルを入手し、透水係数や空隙率は実際に調査をするということか。

(事業者)

その通りである。ボーリング調査を進めているので、そのデータや地下水のデータを使って、ということになる。

(委員)

水象や水質に関係するものであるが、流下先の水路はホテルが飛翔する場所として守山市が掲げている水路である。そのため、流量の変化や濁りの影響については、ホテルの生息にも配慮して予測評価していただきたい。

(事業者)

放流予定先も守山市と協議のうえ決定したため、流下先についても守山市から現状の情報をいただいているところである。その結果や今後の調査結果を踏まえ、今後ご説明したいと思う。

(委員)

騒音・振動関係でお聞きする。予測地点について高さ方向の検討はされるのか。

(事業者)

高さ方向について、受音点側は地表1.2メートルから1.5メートルのあたりで考えている。音源側は発生源の高さに応じて設定をしていく。

(委員)

そうすると地上を歩行している人を対象に想定しているわけであるが、周辺に高層住宅等は存在するのか。

(事業者)

近隣にマンションが存在している。

(委員)

音源側がどの高さに設定されるかにもよるが、受音点の高さ方向の検討もするべきではないか。例えば工事期間中であれば掘削の音や、建設が進むと音源の位置も変化してくると考えられる。防音壁などの対策をされるのだろうと想像できるが、一番影響を受けるのがどういう想定で、住居の高さを考慮しているのかを確認したかった。

(事業者)

基本は地表面での調査を考えていたが、ご指摘を踏まえて高さ方向についても必要な地点を設定していくことで検討する。

(委員)

ぜひお願いしたい。回折の効果も高さによって変わってくるので、音源もどの高さになるのか予測がつかないので、工事の計画等に沿って適切に測定いただきたい。

(委員)

低周波音の予測に関して、低周波音を発生する機器は設置する予定か。

(事業者)

現在、設備機器が確定しているわけではないため、低周波音を発生する機器が設置される可能性がある、という段階である。主なものとしてはクーリングタワーなどが発生源になると想定できるが、今後の詳細設計においてそのような機器がない、ということになればその旨の記載をして、準備書の段階でご説明をしたい。今の時点では「ない」と言い切れないため、項目として選定をしている。

(委員)

音源の高さがどの程度になるのか、ということについても興味がある。影響が広範囲に及ぶ場合もあるが、調査地点が近傍しか設定されていない。周辺に低周波音の影響があると困るような施設があるのであれば、その付近で現況調査をするべきではないかと

も思うがいかがか。

(事業者)

調査地点は可能な限り計画地の近傍の住居等がある地点で設定している。評価としては睡眠に与える影響など通常の評価を行っていくが、恐らく近くの方が遠くよりも影響が大きいと考えられるので、近くの地点で大丈夫であれば遠くでも大丈夫、という考え方により不要と考えている。

(委員)

低周波音の影響を受けやすいとか受けると困る、といった施設が存在するのであれば、そのような地点にも設定した方がよいのではないかと感じたのでコメントしておく。

(会長)

資料2の32ページに風洞実験の写真が掲載してあるが、実験を行うのは三井住友建設株式会社で決定しているということか。

(事業者)

風洞実験のイメージとして掲載したもので、三井住友建設株式会社に依頼するというわけではない。

(会長)

風洞実験の模型の範囲はどうなるか。

(事業者)

資料2の31ページに記載をしている青線が模型の範囲である。建物高さが約100メートルであるため、その4倍である半径400メートルと設定している。

(会長)

模型の縮率はどうなるか。

(事業者)

500分の1の想定である。

(会長)

配慮書の際の数値計算の際には、駅前のロータリー付近の植栽を計算に反映していたが、風洞実験でも植栽を考慮するのか。



(事業者)

計画建物の周囲については植栽も考慮する。高層建築物の建設の場合、樹木による防風対策も検討が必要になる場合があるので考慮していくことになる。

(会長)

防風対策の有無のケースごとに予測を行うということによいか。

(事業者)

その通りである。対策がなく済めばよいが、必要であれば対策有りのケースを予測することになる。

(会長)

資料2の7ページに「法や規制で義務を負うからやるのではなく、地球環境に配慮した建物を目指す」との記載があり感心している。ここまで強い意識があるのであれば、温室効果ガスを項目選定してプラス面の効果を評価してはいかかがか。環境影響評価は環境に対して悪い面を評価するように捉われがちであるが、これからはそれだけでなくプラスの面も評価していこうという動きもある。温室効果ガスを項目選定して、標準的な建物と比較し、エネルギー効率や、CO<sub>2</sub>排出量について評価をされてはいかかがか。

(事業者)

積極的に取り組んでいくものの、プラス面を定量的に評価しづらいという部分もあり、非選定とした。うまく説明できるのであれば評価していきたいということは考えていた。

(会長)

定量的にという点も難しくはないのではないか。電気使用量やCO<sub>2</sub>排出量は計算できると思うので、項目選定した上で予測評価していただけると、よりよいアセス図書になると思う。ぜひ検討いただきたい。

(事業者)

非常に悩ましい部分で、項目から外した理由も、定性的な評価はできるものの、予測評価としては定量的に示していく必要があると考えているためである。懸念として、準備書の段階でどこまで詳細に設計ができるのかという点が一つある。また、主に使用するエネルギーは電気になるが、電気自体のCO<sub>2</sub>排出係数も現段階では想定がしづらいということもあり、定性的には記載ができるが、定量的な評価が非常に難しいと考えている。

(会長)

排出係数について、対策をしない標準的なビルと比較して、何割くらい削減できたと言えればいいので、同じ排出係数を用いれば問題ないのではないかと。

(事業者)

エネルギー削減量としてどの程度差があるのかというのはおっしゃる通り評価が可能である。しかしそれだけだと、今求められている温室効果ガス削減目標の2013年比46パーセント削減や、カーボンニュートラルという部分には行きつかない。

(会長)

それは準備書作成時のCO<sub>2</sub>の排出係数や2030年に想定されている排出係数を用いて比較すればよく、そこは仮定だけの話なので、項目選定して評価することに意味があると思うので、ぜひ検討いただきたい。

(事業者)

検討させていただく。

(会長)

廃棄物についても項目が選定されているが、同様のことが言える。「資源循環施策の推進」に関する記載もあるため、同様にプラスの面に対する予測評価結果の記載を検討いただきたい。

(事業者)

承知した。

(会長)

それでは他にないようであるので本日の審査はこれで終了する。

以上